

国立大学法人京都大学教職員研究代表者等特別手当支給細則新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(総則)</p> <p>第1条 国立大学法人京都大学教職員給与規程第33条の11の規定による研究代表者等特別手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。</p> <p>(中 略)</p> <p>(支給額)</p> <p>第3条 総長は、研究代表者等特別手当の支給対象となる研究代表者等の京都大学における年間給与見込額（本手当支給年度における当該研究代表者等の給与見込額（本手当を除く）の総額をいう。）に当該研究代表者等の人事費を支出しようとする外部資金に係る研究における当該研究代表者等のエフォートの比率及び活用方針に定める当該研究代表者等へのインセンティブの付与として当該研究代表者等に配分される割合を乗じて得た額の範囲内で、研究代表者等特別手当の額を1万円単位の額に決定する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 国立大学法人京都大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第33条の11の規定による研究代表者等特別手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p><u>第1条の2 この細則において「人事費」とは、給与額（俸給及び給与規程第12条から第33条の10までに規定する手当を含む。）及びこれらに係る年金保険、医療保険、介護保険、雇用保険及び労働者災害補償保険等の事業主負担分に相当する負担金額をいう。</u></p> <p>(支給額)</p> <p>第3条 総長は、研究代表者等特別手当の支給対象となる研究代表者等の京都大学における年間人事費見込額（本手当支給年度における当該研究代表者等の人事費見込額の総額をいう。）に当該研究代表者等の人事費を支出しようとする外部資金に係る研究における当該研究代表者等のエフォートの比率及び活用方針に定める当該研究代表者等へのインセンティブの付与として当該研究代表者等に配分される割合を乗じて得た額の範囲内で、研究代表者等特別手当の額を1万円単位の額に決定する。</p>
	<p>附 則（令和7年10月総長裁定）</p> <p>この細則は、令和7年11月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</p>